

本規程は、橋本將詞社会保険労務士事務所が受ける業務委託における報酬を定めたものです。なお、本規程に定められていないものに関しては、別途相談とさせていただきます。以下の金額には消費税が含まれておりません。消費税は別途頂戴いたします。また、必ず見積書をださせていただきます。

## ● 基本契約

基本契約とは、御社(もしくは事業主様)と弊社において、社会保険労務士業務とされる労働基準法、安衛法、労災法、雇用保険法、労働保険徴収法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法などの労働社会保険諸法令を中心に、「人材の定着」や「人材の育成」についての相談・指導をさせていただく契約です。なお、申請書の作成、提出代行は含みません。相談及び指導は、訪問は不定期とし、電話、メール等により行い、随時お受けします。

契約は月を単位として行います。

- ・基本契約・・・月額 10,000 円 (ただし、雇用者数 10 名まで。)
- ・10 名以上・・・月額 20,000 円 20 名以上応相談

## ● 事務委託契約

上記の基本契約に加え、社会保険労務士業務とされる労働基準法、安衛法、労災法、雇用保険法、労働保険徴収法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法などの労働社会保険諸法令に基づいて行政機関に提出する書類の作成・申請等の提出代行を含む契約です。料金は、(役員を含む)対象者数により以下の表のとおりとなります。

人数(役員含む)	4人以下	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上
報酬の月額(基本契約料金除く)	15,000円	20,000円	30,000円	40,000円	別途協議

ただし、以下の業務を除きます

- 就業規則など諸規則の作成及び変更(労働基準法関係)
- 雇用継続給付及び三事業(助成金)に係る給付申請(雇用保険関係)
- 概算・確定申告(労働保険徴収法関係)
- 許認可申請、設計・作図・強度計算・現場確認等を要するもの(労働安全衛生法関係)
- 算定基礎届(健保・厚生年金保険法関係)

## ● 給与計算業務

給与計算業務受託については、農業法人等農業に関連する事業に限り受託いたします。

月額 15,000 円 但し、5人以上は1人増すごとに 500 円追加

## ● スポット手続き報酬

スポット手続き報酬とは、社会保険労務士業務のうち、書類の作成及び提出代行を個別に受託した場合に受ける報酬です。ただし、基本契約もしくは事務委託契約を1年契約として結ばせていただく場合は、下記金額の半額とさせていただきます。

### 1、労働・社会保険の新規適用、廃止届

新規適用	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
1～4人	40,000 円	40,000 円
5～9人	50,000 円	50,000 円
10～19人	70,000 円	70,000 円
20人以上	1人増すごとに1,050円加算	

廃止届 10人未満 どちらも各 30,000 円  
10人以上 1人増すごとに 1,000 円加算

### 2、保険料の算定・申告

	健保・厚年 算定基礎届	労働保険 概算・確定申告		
		継続事業	一括有期事業	有期事業
1～9人	30,000 円	30,000 円	工事件数 24件未満 50,000 円 以上 協議	50,000 円
10～19人	50,000 円	50,000 円		
20～29人	70,000 円	70,000 円		
30人以上	協議			

### 3、就業規則・その他規則・諸規定の作成・変更

就業規則の作成	150,000 円
就業規則の変更	協議
賃金・退職金規則	各 100,000 円
その他 規則・規定	各 50,000 円

上記金額はあくまでも作成に関する基本的な額であり、コンサル料を含むものではありません。

## ● 保険給付請求等手続き

1、保険給付・請求 法人や事業経営者以外の一般個人の方としてのご依頼に限ります。基本契約等継続しての契約をさせていただいている法人等からのご依頼の場合、下記金額の半額とさせていただきます。

健康保険・労災給付請求	1回の請求に対し各 20,000 円
厚生年金など 年金給付請求	老齢の年金 20,000 円 遺族の年金 30,000 円 障害の年金 20,000 円＋成功報酬(初回振込み額の10%もしくは年額の20%のいずれか高い額)
第三者行為による保険給付請求	労災 60,000 円 健保 40,000 円
雇用継続給付に係る給付申請	最初の申請 10,000 円 その後、1回につき 7,000 円
雇用三事業における給付請求	原則として成功報酬(1事案につき、給付金の10%)
その他	原則的に1事案につき、15,000 円

## 2、労働社会保険諸法令に基づく不服申し立てなど

異議申し立て	50,000 円＋成功報酬
審査請求	50,000 円＋成功報酬
再審査請求	50,000 円＋成功報酬

成功報酬・・・一時金の10%もしくは年額の20%のいずれか高い額

## 6、個別労働紛争におけるあっせん代理

手付金 30,000 円 + 成功報酬(和解金・解決金の15%)

## 7、上記以外の関係法令に基づく諸届

諸届・報告 10,000 円  
許認可申請 20,000 円

但し、(一般労働者派遣許可申請等複雑なものについては応相談)

## ● その他の報酬

### 1、立会・講演・その他

立会報酬	1時間	10,000 円	状況・実情に応じ応相談
講演など	1時間	15,000 円	内容などにより、応相談
旅費・宿泊費	実費		
出張日当	15,000 円/日	7,500 円/半日	

### 2、面談相談

5,000 円/時間

出張相談の場合、交通費+出張日当が別途かかります。

3、本規程以外の手続き等に関し、別途協議・お見積りの上、決定いたします。

〒601-8136  
京都市南区上鳥羽岩ノ本町52  
橋本將詞社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 橋本將詞  
TEL/FAX 075-693-6757